

名称：「仮想空間回遊システム」事件

拒絶審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成20年（行ケ）10270号 判決日：平成21年2月26日

判決：請求認容

特許法17条の2第3項

キーワード：新規事項の追加

#### [概要]

新規事項の追加であるとして本件補正を却下した審決の判断が誤りであると判断された結果、その審決の取消しを認容した事例。

#### [特許請求の範囲]（一部分のみ、下線が争点の部分）

##### [請求項1]

・・・前記仮想店舗Aとは異なる『他の仮想店舗』B内への位置移動情報を受信したとき、前記『他の仮想店舗』B内に移動した後の移動後試着アバター及びその周辺空間を3次的に表示するための移動後試着アバター用データを生成し、ユーザー側に送信するための移動後試着アバター用データ生成送信手段であって、

(a) 前記の仮想店舗Aの商品aを試着したまま『他の仮想店舗』B内へ移動した移動後試着アバターを前記『他の仮想店舗』B内に陳列されている商品bに近づく位置へ移動させるための位置移動情報を、ユーザー側から受信したとき、前記の受信した位置移動情報と前記試着状態記憶手段から抽出された前記試着済み商品aに関する仮想店舗ID及び商品IDとに基づいて、前記移動後試着アバターが前記の仮想店舗Aの商品aを試着した状態を維持したまま、前記『他の仮想店舗』B内において、前記『他の仮想店舗』Bが提供・販売する商品bについての購入や試着の検討がし易くなるように、前記試着アバターを前記商品bに近づく位置へ移動させ、前記移動後試着アバターと、前記移動後試着アバターが試着している仮想店舗Aの商品aと、前記陳列されている『他の仮想店舗』Bの商品bとを、同じ一つの3次元空間の中で、それらが互いに3次的に近く的位置に配置されるように表示するための、移動後試着アバター及びその周辺空間を3次的に示す移動後試着アバター用データを生成し、ユーザー側に送信する手段と、

(b)・・・(省略)・・・購入検討情報を受信する手段と、を含む移動後試着アバター用データ生成送信手段と・・・

#### [争点]

(1)「前記『他の仮想店舗』Bが提供・販売する商品bについての購入や試着の検討がし易くなるように、前記試着アバターを前記商品bに近づく位置へ移動させ」、の主体がサーバーシステムであるのか、ユーザーであるのか。(サーバーシステムであるのなら、明細書等にはそのような記載が存在しない。)

(2)「前記移動後試着アバターと、前記移動後試着アバターが試着している仮想店舗Aの商品aと、前記陳列されている『他の仮想店舗』Bの商品bとを、同じ一つの3次元空間の中で、それらが互いに3次的に近く的位置に配置されるように表示する」の表示態様の認定。

(請求項から認定される表示態様如何により、明細書等にはそのような表示態様の記載が存在しないことになる。)

(3)「前記『他の仮想店舗』Bが提供・販売する商品bについての購入や試着の検討がし易

くなるように」との補正が、明細書等の記載から当業者にとって自明な事項であるか。

[裁判所の判断]

上記 (1) について

位置移動情報はユーザー側が送信し、サーバーシステムが受信するものであり、「前記試着アバターを前記商品 b に近づく位置へ移動させ」は、ユーザー側からの（他の仮想店舗 B 内において）「更に同店内の商品 b に近づく」という内容の位置移動情報をサーバーシステムが受信したことを前提として記載されているものであることからすると、試着アバターを商品 b に近づく位置へ移動させるという内容の位置移動情報に基づいて、そのように試着アバターを移動させる（そのようなデータを生成し、送信する）というサーバーシステムの処理が記載されていると理解する以外にないというべきである。

上記 (2) について

「移動後試着アバター用データ生成送信手段」として、商品 a を試着したままの状態である試着アバターを、前記商品 b に近づく位置へ移動させた結果として「別の商品の購入や試着の検討がし易くなる」という効果を達成することを目的とし、そのために、「試着アバター、試着アバターが試着している商品 a、陳列されている商品 b の 3 つを互いに近く的位置に表示する」という構成が採用されているものと理解することができる。発明特定事項 1 の下線部分の直前に「前記移動後試着アバターが前記の仮想店舗 A の商品 a を試着したまま」との記載があるように、特許請求の範囲の記載において「試着アバター」と「その試着アバターが試着している商品 a」は別個の存在として書き分けられている。

上記 (3) について

ユーザーが、仮想店舗 A の商品 a（帽子）を試着したままの状態別の仮想店舗 B の店頭へと移動した「移動後試着アバター」を、その店頭に陳列されている商品 b（ジャンパー）に相対的に近づける操作をすることにより、アバターとアバターが試着したままの状態である商品 a（帽子）と店頭に陳列されている商品 b（ジャンパー）の 3 つが互いにより近く的位置に表示されることになる。そして、このように表示されることによって、商品 a（帽子）と商品 b（ジャンパー）を近くに対比して観察することができるようになる。本件特許出願に係る発明の目的である、「商品の色合いや形状などについて直接比較検討する」ことが、「商品の試着や購入について検討し易くする」ことを主たる目的とするものであることは自明であるというべきであるから、商品 a（帽子）と商品 b（ジャンパー）を近くに対比して観察することができることにより「商品の試着や購入について検討し易くなる」ことは当初明細書の記載から自明な事項であるというべきである。

[コメント]

補正後の特許請求の範囲に記載された発明が、目的や効果として記載された文言をも考慮して請求項全体として特定された結果、当初明細書等の記載の範囲内と判断された。特許請求の範囲を補正すると、文言上、当初明細書等に記載されていない事項が含まれることとなるおそれのある場合、このような構成を排除するために、目的や効果を請求項に記載するのも一手かと思われる。なお、本判決でも、平成 20 年 5 月 30 日の大合議での「除くクレーム」で判示された、「新たな技術的事項を導入しないと認められる限り、当該補正は、明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてする補正である」との基準が示されている。